

埼玉 保険医新聞

発行所
埼玉県保険医協会
〒330-0074
さいたま市浦和区北浦和
4-2-2 アンリツビル 5F
電話 048(824)7130
FAX 048(824)7547
発行人 山崎利彦
購読料 1部150円
会員の購読料は会費に含まれて
います。

主な記事

2面：論壇「職員の賃上げは基本診療料の底上げと、医療機関の裁量で」
3面：スマホ一斉導入今春見送り、電子処方箋システムエラー
4面：内科・歯科社保Q&A、金バラ改定
6・7面：尾崎康氏(埼玉弁護士会前会長) 講演録

光ディスク等によるレセプト請求継続の猶予届 支払基金が「不受理」 ご相談は協会へ

光ディスク等でレセプト請求を続けている医療機関が今後も同じ方法で請求を継続する場合、昨年八月末までに猶予届の提出が厚労省より求められていた。
この届出を行った複数の会員から、昨年十一月以降、「支払基金よりこの記載内容では認められないと出し直しを求め、連絡を受けた」という相談が協会に寄せられていた。
猶予届の記載方法については、保団連が昨年二月に厚労省要請を行い、その結果を踏まえて全国保険医新聞で周知していた。相談を受けた会員の多くが当該新聞を参考にレセプト請求状況によると、内科・歯科ともに多くの医療機関がオンライン請求を行っている(下表参照)。
厚労省が「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ(案)」を示した二〇二三年三月時点で、歯科のオンライン

マイナ保険証 「負担感じる」7割超

表1 マイナ更新予定2750万

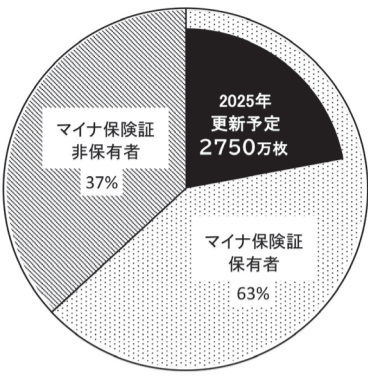
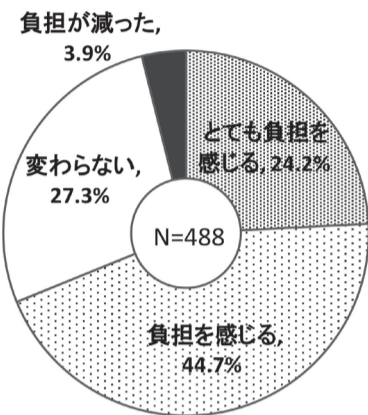


表2 12月2日以降の窓口業務の負担



存続(復活)運動継続へ スマホ一斉導入見送り

一月下旬より国会が開会した。患者負担増となる高額療養費制度の改善、地域医療構想や偏在是正と称した開業規制などが審議される見込みだ。保険証は新規発行停止が強制されたが、協会や保団連の他、弁護士会などからも復活を求める意見が出されている。政府が数年来計画してきた改悪スケジュールが見直しを迫られるなど改悪の流れは変わりつつある。(関連二面)「埼玉弁護士会が声明出す」「協会調査が国会で紹介」(三面)

今年政府がマイナ保険証の保有率や利用率を高めようと、施策を講じることが見込まれる。国民、患者の中で自然に広がることは期待できないため、医療機関や薬局から「マイナ保険証を持参ください」と声かけ、勧奨させる策が中心に据えられている。

多くの医療機関、薬局が声掛けをする大きな動機に、「マイナ保険証の利用率」が診療報酬のD X加算の算定要件に連動している点は患者にも知られてきている。患者

への強要とならないよう、現在の保有者の三五%が、自ら役所に向いて更新手続を迫られることになる。来院してから期限切れに気がつく患者もいるであろう。マイナ保険証の期限切れに関するお尋ねが患者から多数寄せられることが予測される。更新期限から三カ月経過後れば、資格確認書が自動交付されるルールがあるため更新手続をしなくても「無保険者」とはならない。

しかし、患者側にこれ

会員アンケート(中間集計) 24年12月以降のマイナ保険証の利用について

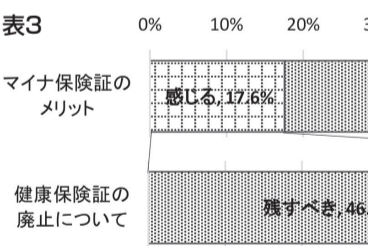
協会は開業医会員を対象に、保険証が新規発行停止された十二月二日以降におけるマイナ保険証の利用に関する緊急調査を実施した。

回答者の七八・三%が「増えた」と回答。また、約七割が窓口の負担が「増加した」ことを実感している(表2)。十二月で保険証が使用できなくなると勘違いする患者が多く、患者からの質問や、利用者増に伴うカウンター操作の対応に

「保険証残して」は依然圧倒的

マイナ保険証の有効性について「メリットを感じる」と回答したのは一七・六%と少数(表3)。

また、マイナ保険証に「メリットを感じる」との回答者でも、保険証の廃止については「残すべき」四六・三%、「賛成だがまだ早い」三九・〇%と、廃止に賛成は二四・七%にとどまっている。



個別指導対策講習会

新規開業医が必ず受ける「新規個別指導」に備える方や集団的個別指導に選定された方はもちろん、「再指導」を受ける割合が高止まりしている現状を踏まえ、日々の診療におけるカルテ記載のポイントを再確認できる絶好の機会です。

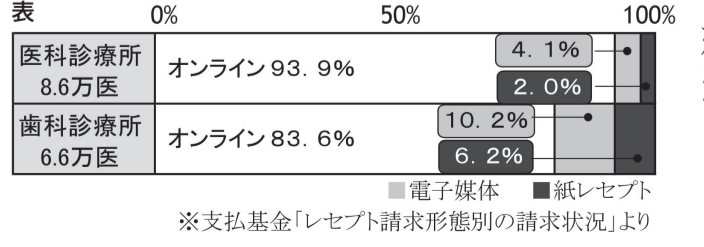
- 日 時 2月16日(日) 13時~16時
- 会 場 TKP ガーデンシティ PREMIUM 大宮 (JR大宮駅西口徒歩7分) ※WEB配信は行いません
- 講 師 協会講師団、協会顧問弁護士
- 対 象 会員と従業員 医科歯科それぞれ先着60人、参加無料 ※従業員のみの参加はできません
- 申 込 電話にて(定員に達した場合締め切り)
- テキスト 冊子『個別指導対策の要点2024年11月版』医科版/歯科版



直近の請求状況

昨年十月診療分におけるレセプト請求状況によると、内科・歯科ともに多くの医療機関がオンライン請求を行っている(下表参照)。

厚労省が「オンライン請求の割合を100%に近づけていくためのロードマップ(案)」を示した二〇二三年三月時点で、歯科のオンライン



個別指導に弁護士が帯同できます